電気製品の使用に係る取扱基準

入院患者が病室で電気製品の使用を希望する場合、下記のとおり取り扱うものとする。

1. 対象電気製品及び使用料は下記のとおりとする。
2. テレビ（１９型）　　3,000円（月額、税抜）
3. 冷蔵庫（２０Ｌ）　　1,000円（月額、税抜）
4. 個室に設置の冷蔵庫の使用料は、個室使用料に含むものとする。
5. テレビの視聴は午後9時までとする。
6. 使用を希望する入院患者は、希望日の前日までに看護部（各病棟のスタッフステーション）に申請書（別紙様式1）を提出するものとする。
7. 使用料の支払いは月単位とし、毎月月末に計算し請求される診療費とともに、指定する日までに納めるものとする。
8. 退院等により使用を中止する場合、入院患者は前日までに看護部（各病棟のスタッフステーション）に申請書（別紙様式2）を提出するものとする。
9. 月途中からの使用（又は中止）の場合、使用料は日割計算を行うものとする。
10. 使用者は、不可抗力以外の理由により電気製品を破損等した場合には、実費相当額を負担するものとする。
11. この基準は、平成26年5月1日から施行する。

令和元年10月1日一部変更する。

年　　月　　日

電気製品使用申請書

舞鶴市病院事業　様

（病室　　　　号）

患者氏名

申請者氏名　　　　　　　　　　㊞

病室内において、下記電気製品の使用を申請します。なお、使用にあたっては病院使用基準を遵守し、他の患者さんへの迷惑とならないよう留意し使用することを誓約します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用する場合  ○を記載 | 電気製品の種類・使用料 | 使用希望日 |
|  | テレビ　３，０００円（月額：税別）  ※テレビ使用の開始が月の途中からである場合、使用料は日割り計算とします。 | 年　　月　　日 |
|  | 冷蔵庫　１，０００円（月額：税別）  ※冷蔵庫使用料は日割りいたしません。 | 年　　月　　日 |